宮津市中央公民館利用料金表

（令和８年４月１日施行）

（単位：円）

使用場所及び区分 ＼ 使用時間		利用料金		
		全日 午前８時から 午後１０時まで	半日 午前８時から 午後１時まで 又は 午後１時から 午後５時まで	夜間 午後５時から 午後１０時まで
大会議室	２分の１を使用する場合	4,020	1,330	1,600
	全面を使用する場合	8,040	2,660	3,200
小会議室		3,210	1,060	1,330
談話室		1,980	670	790
和室		2,390	820	930
体験学習室		3,750	1,240	1,550

備考

１　本市に住所（法人その他の団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金は、この表に定める額の２倍とする。

２　定期利用団体に登録した団体（１月の利用回数が概ね２回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の１０分の８とする。

３　使用時間の繰上げ又は超過については、１時間につき利用料金１時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、３０分以上を切り上げ、３０分未満を切り捨てる。

宮津市中央公民館冷暖房装置利用料金

（単位：円）

使用場所及び区分 ＼ 使用時間			利用料金		
			全日	半日	夜間
			午前８時から午後１０時まで	午前８時から午後１時まで又は午後１時から午後５時まで	午後５時から午後１０時まで
大会議室	２分の１を使用する場合	冷房料	2,200	730	830
		暖房料	2,200	730	830
	全面を使用する場合	冷房料	4,400	1,460	1,660
		暖房料	4,400	1,460	1,660
小会議室		冷房料	1,880	620	730
		暖房料	1,880	620	730
談話室		冷房料	940	310	410
		暖房料	940	310	410
和室		冷房料	1,670	520	620
		暖房料	1,670	520	620
体験学習室		冷房料	1,880	620	730
		暖房料	1,880	620	730

備考

1　定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の１０分の８とする。

2　使用時間の繰上げ又は超過については、１時間につき利用料金１時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、３０分以上を切り上げ、３０分未満を切り捨てる。